

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
羽生市	新郷 (下新郷・下新田・上新郷)	令和3年3月1日	令和5年2月21日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	471.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	264.5ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	132.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	81.2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	23.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	75.6

注：④の面積は、「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者は多く存在するが、61～80歳の割合が多く、高齢化が進んでいる。 ・農地の「後継者がいない」、「わからない」と回答している割合は、83%を占めており、今後、管理できない農地が増えることが懸念される。 ・今後中心経営体が引き受ける面積よりも、後継者未定の面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。 ・区画面積が小さく作業効率の悪い圃場があり耕作しづらい。 ・耕作放棄地を増加させないため、耕作しづらい未整備農地（陸田や畑）に大豆や麦の作付を検討する。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積・集約を促すとともに、兼業農家との調整により農地の有効活用を促進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・対象地区内農業を将来にわたり支えていくため、離農する前に、後継者、認定農業者、認定新規就農者に地区の話し合いの場等で声掛けを行うとともに、話し合いの場に受け手がない場合は、入作を希望する中心経営体の受入れを促進する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	戸井田 やす子	水稲 麦	1.8 1.2 ha	水稲 麦	7 1.2 ha	下新田
認農	高橋 正和	水稲	15 ha	水稲	25 ha	下新郷
認就	濠原 利征	水稲 麦	6.4 1.9 ha	水稲 麦	13 3 ha	下新郷
認農	川田 和雄	水稲	4 ha	水稲	10 ha	上新郷・下新郷・下新田
認農	田口 恵司	水稲 麦	3 ha	水稲 麦	6 ha	下新郷
認農	波生田 博崇	水稲	13 ha	水稲	15 ha	上新郷
認農	風間 幹秀	水稲	25 ha	水稲	30 ha	上新郷
認農法	(有)齋藤	養豚 野菜	— 0 ha	養豚 野菜	— 1 ha	上新郷
認農法	(株)小林農産 羽生	水稲	ha	水稲	20 ha	上新郷
認農	小林 孝充	水稲	10 ha	水稲	10 ha	上新郷
認農	関根 ゆり子	水稲	11 ha	水稲	11 ha	上新郷
認農	安羅岡 信一	水稲	16 ha	水稲	16 ha	上新郷
認農	富岡 丈治	水稲	6 ha	水稲	6 ha	上新郷
認農	関根 彰久	水稲	7.8 ha	水稲	15 ha	上新郷
認農	関根 達夫	水稲	10 ha	水稲	10 ha	下新田・上新郷
認農	関根 敏郎	水稲	5 ha	水稲	5 ha	上新郷
認農	川田 敏雄	水稲	1.8 ha	水稲	1.8 ha	下新田・上新郷
認農	大澤 平次	水稲	4 ha	水稲	4 ha	上新郷
認農	野々山 和博	水稲	1.7 ha	水稲	1.7 ha	上新郷
認農法	ほくさい農産(株)	麦	9 ha	麦	9 ha	下新田・上新郷
認農	鈴木 敏夫	水稲	4 ha	水稲	7 ha	上新郷
認農	中島 牡雄	水稲	7.5 ha	水稲	10 ha	上新郷
認就	早川 宗孝	露地野菜	0.5 ha	露地野菜 施設野菜	1 ha	上新郷
認農	川田 利光	水稲	2.5 ha	水稲	5 ha	下新田・上新郷
計	24 人		168.10 ha		243.70 ha	

注：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、今後個人の認定農業者になる予定者は「認農(予定)」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

・地区の事情に合致した方法による農地中間管理事業を推進するため、農地の出し手（土地所有者）、受け手（後継者、中心経営体、認農農業者、認農新規就農者）の情報を市、農業委員会等で共有し、地区の話し合いにより農地のマッチングを実施する。

・当該地区の中心経営体を中心として営農を継続していくために、地区内で話し合いを充実させる。また、担い手不足の解消のため、新規就農者等の担い手育成・確保に努める。

・市役所での農地相談会等を利用して、話し合う。